

# 特定管理口座約款



## (約款の趣旨等)

- 第1条** この約款は、特定口座を開設するお客様（個人のお客様に限ります。）が三津井証券株式会社（以下「当社」といいます。）が開設される租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」という。）の開設等についてお客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2** この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
- 【特定管理口座】** 租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式又は公社債につき、特定口座から移管により保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座をいいます。
  - 【特定管理株式等】** お客様が当社の特定口座で保管していた上場株式等が、上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式又は公社債につき、当該上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該特定管理口座で保管の委託（当該株式が上場株式等に該当していた時において特定口座で保管の委託がされていた場合に限り。）がされている内国法人の株式又は公社債をいいます。

## (特定管理口座の開設)

- 第2条** 当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定管理口座開設届出書をご提出いただくものとします。

## (特定管理口座における保管の委託等)

- 第3条** 当社に特定管理口座が開設されている場合において、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。
- 2** 上場廃止後、（株）証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）における取扱いが廃止された場合には、特定管理口座での管理は行いません。

## (譲渡の方法)

- 第4条** 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法により行います。
- 2** 前項の規定に係らず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。
- 3** 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

## (特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)

- 第5条** 特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に基づき、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

## (特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

- 第6条** 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に基づき、価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。
- 2** 機構における取扱いが廃止された場合には、特定管理口座から当該株式等は払出されることとなりますので、その払出し以後に、当該株式等について無価値化事由が発生したとしても、その無価値化損失（みなし譲渡損失）は認められないこととなります。

## (特定管理口座の廃止)

- 第7条** 特定管理口座の契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定管理口座は廃止されるものとします。
- お客様から特定管理口座の廃止の届出をされた場合。この場合、特定管理口座廃止届出書を当社にご提出いただくものとします。
  - お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を当社にご提出された場合。
  - お客様が、海外転勤等により出国（所得税法第2条第1項第42号に規定する出国をいいます。）され、居住者又は国内に恒久施設を有する非居住者に該当しないこととなり、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされた場合。
  - お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届又は特定口座廃止届出書が提出され、相続又は遺贈の手続きが完了した場合。
  - やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。
- 2** 前項の規定に係らず、前項第2号又は第3号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

## (合意管轄)

- 第8条** お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

## (約款の変更)

- 第9条** この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容及びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

## 附 則

この約款は、一部改正にて2019年6月15日より適用させていただきます。

以上